

## 旅行業務取扱料金

彩の国ブランドフォーラム株式会社  
埼玉県知事登録旅行業第3-1073号

※この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の1部となります  
国内旅行

### 手配旅行にかかる取扱料金

内容		料金	
手配旅行	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき3000円
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の10%
		個人(上記以外の場合)	1名につき2000~3000円
企画旅行	15人以上の団体手配の場合	旅行総額の20%	
	個人(上記以外の場合)	1件につき10000円	
添乗サービス料金(宿泊、交通費などの旅行実費を除く)		1人1日に付き30000円	
変更手続き	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更にかかる部分の変更前の旅行代金の10%
	乗車船券の切り替え、再発行	個人(上記以外の場合)	1件につき1000円
	宿泊手配の変更		1件につき1000円
取消手続き	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取り消しに係る部分の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき2000円
	運送機関の手配の取り消し(未使用乗車券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき1000円
	宿泊機関の手配の取り消し(未使用宿泊券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき1000円
連絡通信	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更のための通信連絡を行った場合		1件につき1000円

- (1) 受注型企画旅行の場合、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。
- (2) 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程による旅行をされる場合をいいます。
- (3) お客様の希望により、変更または取り消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関の定める取消料のほか上記変更手続き料金、取り消し手続き料金を申し受けます。
- (4) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(60分まで)2000円、以降30分ごと1000円
	(2)旅行計画作成	旅行日程1日につき2000円
	(3)旅行に必要な費用の見積もり(運送機関と宿泊機関の手配が複合した旅行の場合)	基本料金2000円と、旅行日程1日につき1000円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積もり	1日につき1000円
	(5)旅行地および運送、宿泊機関等に関する情報	資料(A4)1枚につき1000円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までのに3000円増